

鳥取県伝統工芸士認定要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、鳥取県内において郷土工芸品等（鳥取県郷土工芸品 等指定要綱（昭和 6 0 年 8 月 6 日制定。）第 4 条第 1 項の規定に基づく指定を受けた工芸品又は民芸品をいう。）の製造に従事する技術者のうち、高度の伝統的技術・技法を保持する者を鳥取県伝統工芸士（以下「県伝統工芸士」という。）として認定することにより、その社会的評価を高めるとともに、県伝統工芸士が自らの技術向上に励むことはもとより、伝統的技術・技法の指導者として郷土工芸品等の振興の推進に大きな役割を果たし、ひいては郷土工芸品等の次代への継承に寄与することを目的とする。

(認定)

第 2 条 知事は、次の各号に掲げる要件に該当するものを県伝統工芸士として認定するものとする。

(1) 鳥取県内に居住していること。

(2) 郷土工芸品等の製造の実務経験年数が 1 0 年以上あり、かつ、現在もその製造に直接従事していること。

(3) 郷土工芸品等の製造に関する高度の伝統的技術・技法及び必要な知識を有し、その維持・発展に努めていること。

(4) 県伝統工芸士にふさわしい、高潔な人格を有すること。

2 知事は、前項の規定に基づく認定を行うときは、鳥取県伝統工芸認定委員会の意見を聴かなければならない。

(候補者の推薦)

第 3 条 市町村長は、第 2 条第 1 項に規定する要件に該当すると認められる者のうちから候補者を選定し、様式第 1 号による推薦書を知事に提出するものとする。

(認定書の交付等)

第 4 条 知事は、第 2 条第 1 項の規定に基づき県伝統工芸士の認定をしたとき

は、推薦をした市町村長にその旨を通知するとともに、県伝統工芸士に認定した者（以下「認定者」という。）に対して、鳥取県伝統工芸士認定書（様式第2号）を交付するものとする。

知事は、第2条第1項の規定に基づき県伝統工芸士として認定したときは、その旨を公表するものとする。

（認定の取り消し等）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、鳥取県伝統工芸認定委員会の意見を聴いて、その認定を取り消すことができる。

（1）第2条第1項に掲げる要件のいずれかを欠いたと認めるとき。

（2）県伝統工芸士の品位を汚す行為があったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、その旨を認定者及び関係市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

3 認定者は、前項の通知を受けたときは、速やかに認定書を知事に返還しなければならない。

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月17日から施行する。